

熊取町議会委員会会議録

議員全員協議会

平成28年3月11日開催

熊取町議会

目

次

〔議員全員協議会（3月11日）〕

地方創生加速化交付金への対応について	2
新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化について	8
平成28年度税制改正（市町村税関係）（案）について	13
その他	16
1. 広告付き庁舎案内板等設置事業について	16
2. 認知症ケアパスについて	17
3. その他	18

議 員 全 員 協 議 会

月 日 平成28年3月11日（金曜）招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席委員	1	番	文野慎治	2	番	重光俊則
	3	番	浦川佳浩	4	番	河合弘樹
	5	番	坂上昌史	6	番	阪口均
	7	番	二見裕子	8	番	渡辺豊子
	9	番	服部脩二	10	番	佐古員規
	11	番	矢野正憲	12	番	鱧谷陽子
	13	番	江川慶子	14	番	坂上巳生男

欠席委員 なし

説明員	町長	藤原敏司	副町長	中尾清彦
	企画部長	南和仁	企画部理事	明松大介
	総務部長	泉谷徹	総務部理事	阪上敦司
	住民部長	貝口良夫	住民部理事	藤原伸彦
	健康福祉部長	中谷ゆかり	健康福祉部理事	山本浩義
	政策企画課長	橘和彦	財政課長	東野秀毅
	広報公聴課長	三原順	シティプロモーション推進課長	奥村光男
	総務課長	林利秀	人事課長	道端秀明
	税務課長	阪上高寛	自治振興課長	原田哲哉
	健康・いきいき高年齢課長	石川節子		
事務局	局長	阪上清隆	書記	阪上章

案 件

- 1) 地方創生加速化交付金への対応について
- 2) 新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化について
- 3) 平成28年度税制改正（市町村税関係）（案）について
- 4) その他
 1. 広告付き庁舎案内板等設置事業について
 2. 認知症ケアパスについて
 3. その他

議長（重光俊則君）皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、議員全員協議会にご出席賜り、ありがとうございます。

なお、本協議会には、町長ほか関係職員の出席をいただいております。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから議員全員協議会を開会いたします。

なお、本日は東日本大震災から5年目を経過する日に当たります。地震発生時刻の午後2時46分に、議事の途中であれば1分間の黙禱のため、議事を中断することをご了承願います。なお、その直前に放送がございます。

（「13時30分」開会）

議長（重光俊則君）本日の案件は、地方創生加速化交付金の対応についての件ほか2件であります。

なお、発言をされる方は、必ずマイクを使っていただきますようお願いいたします。

それでは、案件1、地方創生加速化交付金の対応についての件を説明願います。橘政策企画課長。政策企画課長（橘 和彦君）それでは、地方創生加速化交付金の対応につきましてご説明申し上げます。

交付金の目的等でございますが、1点目をごらんください。

国では、一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策として、「子育て支援」や「安心につながる社会保障」も含め「新・3本の矢」の取り組みに貢献するため、地方創生加速化交付金が創設されたところでございます。

また、支援対象分野につきましては、「しごと創生」、「人の流れ」、「働き方改革」、「まちづくり」に資する分野といった、一億総活躍社会実現に向けた緊急対策にも資する、効果の発現の高い分野とされているところでございます。

その交付金の内容につきましては、2点目をごらんください。

補助率につきましては10分の10、交付上限額は1団体当たり8,000万円となっております。

対象事業の基準になるんですけれども、国が掲げる客観的なデータに基づく事業設計、PDCAサイクルの構築などといったこういった事業スキーム、事業の仕組みを兼ね備えていること。また、先駆性を有する事業であることと示されております。

なお、先駆性につきましては、国のほうからも自立性、これがまず必須であるということと、それとあわせ官民協働・地域間連携・政策連携のこの3つのうち2つ以上、こういったものの要素を備えていることということが示されてございます。

3点目をごらんください。

本町といたしまして、この創生された地方創生加速化交付金におきまして現在申請しておりますのが、3点目の事業になってございます。事業名が、にぎわい創出プラットフォームプロジェクト、事業費としましては、これ予算額ベースですけれども9,194万8,000円でございます。

次に、事業内容ですが、①と②の事業につきましては、企画部が所管してございます。

まず、にぎわい創出プラットフォーム施設の整備、①の事業でございますが、その費用として5,194万8,000円、備品購入費等として500万円、観光関係団体などの利害関係者が自由に交流でき、にぎわい創出につながる事業を企画から実施運営する上で、その活動の拠点となるプラットフォームを整備するものでございます。

次に、ソフト事業としまして、②の地域にぎわい創出及び大学生転入定住促進強化事業2,232万6,000円でございます。

事業の企画立案・運営に関する専門的な人材を活用し、地域イベントへの参画など、既存事業のブラッシュアップを図るとともに、町の特徴や魅力を発信するためのプロモーション活動、ノベルティグッズの開発、作成などを通じて、地域のにぎわい創出を図るとともに、にぎわい創出活動に学生を初めとする地域人材にかかわってもらうことにより、事業運営に必要な能力・知識を身につけるとともに、地域とかわることで愛着を深め、大学生の転入・定住促進を強化していくという事業を考えてございます。

続きまして、裏面2ページをごらんください。

③の熊取ブランド創造事業1,267万4,000円でございますが、これは住民部所管の事業でございます。

熊取町におけるブランド創造として、「熊取コロッケ」を今後販売していく中で、これを中心としたブランド化の取り組みとして、その方策の検討、企画、実施を行う事業として、これまで熊取ふれあい農業祭において販売、好評を博しているサトイモを使った「熊取コロッケ」のブランド化に向けて広く町外へ発信していくための広告宣伝活動、また、町内小売店を初めとした、店頭販売に向けた販路開拓、さらには小・中学校における学校給食での提供に向けた検討など、あらゆる方

法、機会を通じた「熊取コロッケ」のブランド化とともに、その他のブランド創造のための発掘、調査、研究を行っていく事業でございます。

それでは最後に、4番目をごらんください。

これまでの経過と今後の予定でございます。

平成28年上旬に、事業実施計画を既に国に提出済みでございます。これにつきましては、国の平成27年度補正予算ということで年度内の対応になってございますが、もう既に提出済みでございます。

また、補正予算対応ということになりますので、今年度の予算化が必須、それを繰り越して事業進めていくという形になりますので、今後の予定としまして、本日の議員全員協議会を経まして、3月24日の本会議におきまして、平成27年度一般会計（第8号）補正予算として上程させていただく予定でございます。

国からの交付決定、内示等につきましては、一応3月下旬というふうに示されてございますが、決定されましたら交付申請を行い、手続を進めていく予定でございます。

なお、先日、2月末ごろの新聞報道でございますが、補正予算額、国のほうでは1,000億円を計上しておりましたが、これに対する加速化交付金の各団体の申請ベースでございますが、約1,250億円の申請がきているという報道がなされてございました。ですので、現状を考慮しましたら、本町への交付についてもまだまだ不透明な部分もございます。もし内示等がおりない場合等もございますし、当然減額というような交付決定の可能性もございますので、内示状況によりまして事業内容というのは多少精査、整理はさせていただくこともあろうかと思っておりますけれども、順次適切な対応を行っていくところでございますので、よろしくご理解お願いいたします。

説明は以上でございます。

議長（重光俊則君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）このにぎわい創出プラットフォームというのは、どこにどんなものを設置するのかという計画があるんですか。

議長（重光俊則君）奥村シティプロモーション推進課長。

シティプロモーション推進課長（奥村光男君）にぎわい創出プラットフォームの場所でございますけれども、今回の事業目的につきましては、にぎわいを創出する拠点施設ということでございますので、同じ目的を持ちます熊取にぎわい観光協会、こういったものの活動拠点のほうも視野にしております、この庁舎内での建設というのを考えておるところでございます。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）何か施設の整備と書いてあるんで、どこかに新たに建物建てるのかなみたいなイメージはあったんですけど、違うんですか。

議長（重光俊則君）奥村シティプロモーション推進課長。

シティプロモーション推進課長（奥村光男君）すみません。庁舎の敷地内に施設を建てるということで、今検討しているというところでございます。

議長（重光俊則君）よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。江川議員。

13番（江川慶子君）プラットフォームということで、みんなが集まってくるような場所やと思うんですが、もう少し具体的にどんなものなのかなというのを教えていただけたらありがたいですが。

議長（重光俊則君）奥村シティプロモーション推進課長。

シティプロモーション推進課長（奥村光男君）今検討しておりますのは、打ち合わせ室、こういったものが2つ、3つ程度ございまして、事務室の機能も有するようなもので、大体約140平米ぐらいの2階建てぐらいのものを想定しておるところでございます。

議長（重光俊則君）よろしいですか。江川議員。

13番（江川慶子君）そこを、駅下にぎわい館みたいな感じで、いろんな方が利用できてというイメージ

なんでしょか。

議長（重光俊則君）奥村シティプロモーション推進課長。

シティプロモーション推進課長（奥村光男君）最終的にはそういったものになるようにということで目標を視野に検討しておるところですけれども、こちらの施設、先ほども申しましたとおり、にぎわいの拠点というところがございますので、そういった拠点を発信できるということで、例えば協会の活動拠点になるとかそういったものも視野に検討しておるところでございます。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介）今の施設、プラットフォームのほうなんですけれども、イメージは課長が申したとおりなんですけれども、若干ちょっと補足させていただきますと、そのプラットフォームができ上がりますと、にぎわいに資する団体ということで、当然中心にありますにぎわい観光協会は視野に入ってこようかと思いますが、そこに商工団体、また農業関係団体であったりとか、またあるいは民間団体であったり、また4つの大学の学生であったりといったそういった方々が自由に集えて、それで熊取町のにぎわい創出について協議ができるというようなそういった施設を目指すというものでございます。

議長（重光俊則君）よろしいですか。江川議員。

13番（江川慶子君）何となくイメージができたんですが、この②のところの大学生の皆さんに定住・転入を促すような活動というのは、具体的にどんなふうなことを考えてはるんでしょうか。

議長（重光俊則君）奥村シティプロモーション推進課長。

シティプロモーション推進課長（奥村光男君）この大学の転入定住促進強化事業につきましては、次代を担う人材の育成と地域にかかわることで、先ほどもありましたけれども、地域の愛着を深めて転入・定住を強化することを目的としているものでございまして、地域のにぎわい創出の中でいわゆる専門的な方が企画する事業に携わる、こういったことで事業運営に必要な能力・知識、こういったものを身につけていただくとともに、さらに既存の地域のイベントにも積極的に参画というか、参加を促すようなものをソフト事業として考えておるところでございまして、こちらプロポーザル事業で民間等のアイデアもいただきながら取り組んでいきまして、大学生の就職あるいは結婚後の熊取町への転入に、この事業を通じてつながっていければなというふうに考えておるものでございます。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。こういったものをもう申請を出してあるということなんですけれども、その申請には重要業績評価指数というんですか、そういったKPIとかも多分出していると思うんですが、その辺、ちょっとご説明をお願いします。どういうふうな目標で出ているのか。

議長（重光俊則君）奥村シティプロモーション推進課長。

シティプロモーション推進課長（奥村光男君）まず、ソフト事業、地域にぎわい創出及び転入定住促進強化のほうのKPIでございますけれども、こちら既存イベントの集客の増加率のほうを20%と地域活動に参加された町内の大学生の人数を一応100人と、これを平成29年3月までに達成するということのKPIを設定しているというところでございます。

議長（重光俊則君）原田自治振興課長。

自治振興課長（原田哲哉君）裏面のほうの熊取創造事業のほうでございまして、こちらのKPIにつきましては、平成29年3月時点でのKPIということで、低い目標かもしれませんが1,000個の販売という形でのKPIを設定してございます。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）1,000個。

議長（重光俊則君）1,000個。よろしいですか。江川議員。

13番（江川慶子君）合計のこと。はい。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）会派質問でもちょっとさせていただいた内容が、このような形で提案事業という形で出てきたような感じがしているんですけども、考えていただいていたところを感じているんですけども、にぎわい創出というところで、1番、2番目の大学生の転入・定住促進という面でちょっと会派の中でも質問させていただきましたが、大学生が本当にこういったプラットフォームをつくるのであれば、そちらのほうに大学生だけのそういった課ではないかもわからないですが、その人たちが気軽に寄ってきてそこでいろんな計画ができるようなそういう場をつくって、そこで大学生のいろんなアイデアが企画・立案できるような、そういったものを設定していただきながら、またそういうことをやっているということをしつかりPRしていただくことも必要かなというふうに思っております。

福井県鯖江市がやっていたように、JK課というので女子高生がこんなことをやっている、こんなイベントやってという感じで、そういったPRというのがすごく必要かと思っておりますので、熊取町も3つある大学の中で学生がこんなふうに自分たちの熊取町のまちづくりに貢献し、また大学生がかかわってくれているというところ、それがまた次の学生の就職につながっているというものを、しつかりまたPRをしていっていただきたいなと思っております。

それと、3番目の「熊取コロッケ」、これも本当に、開発のときも松源等というお話もありましたが、そういったところでまず販売、販路開拓をするために、まずは小売店で販売をしていただきながら、これも本当に町内外にPR、発信していただけたらなというふうに思っておりますので、大変期待しておりますのでよろしくお願ひします。

その中の2月上旬に出すのがあれやっと思ったんです、加速化交付金をとるために実施計画を出されたというところですが、この計画というのは見せていただくことはできるのでしょうか。

議長（重光俊則君）橘政策企画課長。

政策企画課長（橘 和彦君）国に出してごさいます実施計画書、こちらに今ありますけれども、資料ももしご提供ということであれば、全議員のほうにまた投げ込みのほうを入れさせていただきたいと思っております。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。佐古議員。

10番（佐古員規君）大変いい話かなと思って聞いております。

にぎわい創出プラットフォームプロジェクト、これの1番のほうですけども、施設の整備、これ今お聞きしましたら、庁舎内に建てるということですけど、これ駅西に建てるという案は出なかったのでしょうか。

議長（重光俊則君）奥村シティプロモーション推進課長。

シティプロモーション推進課長（奥村光男君）この事業、1番、にぎわいの創出というのが肝になっておるところでございまして、実際活動しております観光協会、週に1回程度、この役場のほうで会議、活動のほうをしております。我々シティプロモーションのほうも事務局としてここにいますので、そういった視点から、よりこの拠点施設を有効的に活用していくという視点で、庁舎の施設内で行うというふうに今考えておるところでございまして。

議長（重光俊則君）橘政策企画課長。

政策企画課長（橘 和彦君）交付金のちょっと側面からお話させていただきますと、この加速化交付金につきましては、確かに翌年度繰り越して来年度実施していくこととなりますけれども、この予算、来年度中の完了が必須となっておりますので、現状まだ駅西の開発との兼ね合いでいいますと、ちょっとまだこの交付金を使って駅西にというところの想定はちょっとしにくかったのかなというところもございまして。

議長（重光俊則君）佐古議員。

10番（佐古員規君）観光ということであれば、ぜひ駅西というのは、今、交付金の平成28年度で消化ということなんでそれは無理にしても、せつかく駅西がありますので、駅の東側にというのは今からでは無理かもしれませんが、駅西なら十分可能性はあります。やはりこの窓口である駅に、観光

のそういう拠点というか、お店、ショップ、アンテナショップ的なものとか、そういう場がないというのが一番つらいかなと思っていたところなんです。ですから、こっち側で事務局的なものをつくったとしても、ぜひ向こうでは実働部隊がしっかり活動できるような、そういう駅西に対するそういう拠点の整備であったりとか、そういったものをぜひ検討いただきたいと思います。その辺についていかがでしょう。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介）貴重なご提案ありがとうございます。

ただいま駅西というところが出ましたが、今現在も議員ご承知のとおり、駅東側には観光の拠点たる駅下にぎわい館がございまして、平成26年度からはあそこを土曜日曜開設いたしまして、観光案内所として駅下にぎわい館のスタッフが観光案内に携わっているというところでございます。

一方、駅西側につきましては、当然これから、事業部から説明ございましたとおり、これから検討委員会等々でどういったものを建てていくかという協議、泉佐野市等を含めて協議をしていくことが始まっていくわけでございますが、当然その中で、そういったことが熊取町内で可能なのかどうか、また、その件につきましては、駅西また町長所信表明であります宿泊施設の誘致等々ございますので、また新年度に入りましたら、プロジェクトチームを立ち上げて行く予定でございますので、その中でもあわせて検討してまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長（重光俊則君）佐古議員。

10番（佐古員規君）駅下のほうですけれども、もちろんあるのは重々わかっていますけれども、やはり手狭というのもありまして、間借りしているような感じなので、ぜひ観光協会はここにありみたいなものを、泉佐野市でもありますから、そういったものをやはり我々としては想像しております。ですので、商工会ももっと巻き込んでどんどんいろんな各種団体、それから観光という意味でいうと外国、インバウンドの外国人をどんどん呼び込めるようなそういった施策にしないといけないので、東側、西側、すみ分けは必要かもしれませんが、そういったのも視野に入れてしっかりと計画を立てていただきたいなと思います。要望でございます。

それから、すみません、もう1点、今後3番目の「熊取コロッケ」なんですけれども、これも広く町内外へ発信していくということで、広報宣伝活動に使いますよということは十分いいことやと思いますけれども、これ例えば今テレビとかでよくそういう番組ございます。そういったのをタレント呼んでとかいうのを前に1回、タマネギやったか、水ナスやったか、何かで1回、講談の人が映ったと思います。ああいうのをどんどん呼び込んでというか、案外いろんな意味で宣伝力あると思うんです。ああいったものを使って、「熊取コロッケ」のぼりを上げるであったりとか、そういったものも大いに活用していただいて。

さっきも言うていたんですけれども、コロッケというと結構いろいろ、神戸牛コロッケであったりとか、そういうサービスエリアへ行くとコロッケというのは結構いろんな種類ございますんで、特に「熊取コロッケ」といわれて「熊取コロッケ」が何なんかというのが名前ではイメージつきにくいと思うんで、そのネーミングについてもぜひまた検討の余地もあるのかなと思っております。その辺について、もし何かお考えありましたらお答えください。

議長（重光俊則君）原田自治振興課長。

自治振興課長（原田哲哉君）今ご助言いただきましたとおり、私どもにおきまして販売というところについては、具体的に何をやるということが言い切れないんですけれども、今ご指摘いただきましたように、流通、販売する上におきましては、商品の対象等、ブランドコンセプト、こうしたものを明確にした販売戦略、またデザイン、アピール方法等、消費者に情報を伝える方法の工夫、そういったところは非常に重要ななと思っています。そういった意味におきまして、今回この1,267万4,000円の大部分ではございますが、そういったプロモーション委託という形で使っていければなという

ことで今、企画、考えているところでございます。

それから、今、渡辺議員のほうからもおっしゃられました、会派の中でも言いましたけれども、松源のほうで4月以降、まだ具体的にはちょっと日が未定ではございますけれども、その中でも今ご指摘いただきましたが「熊取コロッケ物語」というような形で、少しちょっとチラシをつくってというアイデアとか、パッケージにシールを張ったりとか、何かちょっとした工夫を凝らしてというところも、今、松源様のほうとちょっといろいろアイデアを絞りながら調整しております。またあわせて、価格等も含めて今、常時進めてございます。また4月ちょっといつになるかわかりませんが、また松源ではその場でつくられて店頭で売られるということではございまして、個数には非常に1日制限がございまして、議員皆様方におかれましては、14個は食べていただけるようにぜひともお願いできればと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（重光俊則君）佐古議員。

10番（佐古員規君）ありがとうございます。そのコロッケなんですけれども、熊取ブランドという意味では、熊取町を売り込むという意味で一翼を担うんでしょうけれども、やはり最終的には収益を考えていかないとはいけません。ですので、コロッケを売っただけで、もしかしたら収益はそんなに上がらないかもしれないんですけれども、それに付随するコロッケと何々とかいう感じのものをつくるであつたりとか、そういう収益的なものもぜひ視野に入れて検討のほうを進めていただけたらと思います。これも要望でございます。

議長（重光俊則君）ほかに質疑ありませんか。鱧谷副議長。

12番（鱧谷陽子君）1番のにぎわい創出プラットフォームのこれは役所の中にできるというの、何かすぐもったいないという感じがするんです。どこにできるかというの、これにもよるんですけれども。いろいろところで、議会報告会でも道の駅みたいなのが熊取町にもほしいというふうな話もお聞きしましたし、やっぱり幹線沿いとかそのあたりでつくっていただいて、先ほどもお話ありましたように、観光案内所も熊取町はあそこでちょっとわかりにくいところというふうな感じもありますし、何かちょっと立ち寄って観光案内所から物が売られることができるといふようなところが下であつて、上でこう会議できるようなという、そういうふうなところで見えやすいところというのか、そういうのが必要ではないかなというふうな感じでちょっと思ったんですけれども、もうこれは出しはったんで、今さら変えられるということではないのかなと思ったりもするんですけれども、何かよく見えるところへつくっていただきたいというのが思いとしてあります。

議長（重光俊則君）奥村シティプロモーション推進課長。

シティプロモーション推進課長（奥村光男君）貴重なご意見、ありがとうございます。

一応今回、にぎわいの拠点にも資するという部分もありまして、庁舎の敷地内というふうには検討しておるんですけれども、当然いろんな方が集えるような施設ということも踏まえておりますので、その辺はサインとかそういったところは工夫して、なるべくたくさんの方に入っていただけるような工夫というものをしていきたいというふうにご理解のほうよろしくお願いたします。

議長（重光俊則君）ほかに質疑ありませんか。江川議員。

13番（江川慶子君）すみません。取ればいいんですけれども、申請提出済みで結果が3月下旬ということなんで、取れたらこういうことが活動できるんやけれども、何か今の話では申請団体もかなりあるみたいなんで、厳しい部分もあるなというふうにお聞きしたんですが、減額の場合もあると、取れない場合もあると、そういったときはどうされるのか。次の新しい創生の交付金の中で取ろうとしていくのか、その辺のことをちょっとお聞かせ願えますか。

議長（重光俊則君）橋政策企画課長。

政策企画課長（橋和彦君）交付金の内示交付決定につきましては、そこが不透明ではございますが、朝の総務文教でもございました上乗せ交付のタイプI、これは採択されずに減額ということで、事業実施を見送ってございます。同じようにするかどうかは、当然内示額によって一部減額であれば

ソフト事業は実施したりであったりとかいうこともあろうかと思えます。そのあたりは先ほど申し上げたとおり、内示額に応じた適正な事業規模、そこを見きわめてやっていきたいというふうには考えてございますし、先ほども8,000万円の上限枠があるんですけども、ハード分というのは50%を超えることができません。ハード事業とソフト事業でソフト事業のほうが半分以上必要となってきますので、内示額によったら当然ハードのほうは見送ってソフトというようなところもあるかと思えますので、そのあたりは適切に対応していきたいというふうに考えてございます。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。またそのときには、どういった対応するのかというのを教えていただければと思います。

議長（重光俊則君）ほかに質疑ありませんか。いいですか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、地方創生加速化交付金への対応についての件を終了いたします。

それでは、案件2、新たな自治体セキュリティ対策の抜本的強化についての件を説明願います。

三原広報公聴課長。

広報公聴課長（三原 順君）それでは、新たな自治体セキュリティ対策の抜本的強化についてご説明いたします。

資料の1ページをごらんください。

まず、1つ目の対策をめぐる経緯と趣旨についてですが、平成27年6月に日本年金機構から個人情報漏えいに関する事案が発生し、125万件の個人情報が流出したという事件がございました。この事件を受けて、平成29年7月に予定をしておりますマイナンバーの情報連携、いわゆる行政間同士の税情報や所得情報のやりとりなどが一例になりますが、この情報連携がスタートするまでの間に、自治体による新たな情報セキュリティ対策の抜本的な強化に取り組むという方針が、総務省のほうから全国の市町村に対して発出をされました。

総務省から示されました新たなセキュリティの抜本的強化対策の大きな柱といたしまして、①マイナンバー利用事務系端末、いわゆる住民基本台帳系のそういう端末のほうからの情報持ち出し不可設定を図り、住民情報流出を徹底して防止すること。②としてLGWAN接続系ネットワーク、これは庁内の情報ネットワークになりますけれども、財務会計システムなどが一例でございまして、それとインターインターネット接続系ネットワーク、これは電子メールも含めたインターネットの閲覧も含めてのことですけれども、この2つのネットワークを分割し、LGWAN環境のセキュリティ確保に資すること、③として都道府県と市町村が協力して自治体セキュリティクラウドを構築、大阪府の場合でございまして、府内の全市町村のインターネット接続を大阪府が一旦集約した上で大阪府がインターネットとの接続を行い、大阪府が高度なセキュリティ対策を講じる、こういった三層からなる対策を講じる必要がございます。

次に、2、本町におけるセキュリティ対策と必要経費の概要ですけれども、現時点の案でございますが、ごらんの（1）の①から④の対策を進めてまいりたいと考えております。

詳しくは2ページのほうをごらんいただきたいと思います。

現状のセキュリティ対策イメージというタイトルになりますが、この現状の対策といたしましては、このページの左のほうの、「基幹系（マイナンバー利用事務系）」と書いてある箱の下にあります窓口端末に対して行っておりますUSB等の外部媒体制御、それと右側の「情報系」という箱の丸に四角い箱がありますけれども、その中にはございます「LGWAN系」と書いてあるところに、財務会計と人事給与の2つのシステム、こちらでの暗号化対策、これは財務と人事の各システムでマイナンバーを利用するために暗号化対策を新たに講じております。そして、基幹系と情報系のネットワークの分離・分割、丸が2つ左右にあると、そういう意味で分離・分割をしているというのが、主な現状の対策でございます。

続いて、3ページのほうをごらんください。

今後のセキュリティ対策強化のイメージといたしまして、下のほうにあるパソコン端末、絵がございすけれども、おのおの点線の箱で囲んでおりますように、「情報持ち出し不可設定」、それと左のほうにございすマイナンバー利用事務系の端末には、新たに「二要素認証導入」と書いてありますけれども、この二要素認証というのを導入する予定でございす。

二要素認証につきましては、ログインする際の認証方法として、現状のパスワード認証に加え、手のひらの静脈による認証、この2種類の方法で認証をとるような仕組みを導入したいと考えております。

また、LGWAN系とインターネット系のネットワーク、これを特定の通信を除いて分離・分割する、この絵でいいますと、真ん中より少し左側になります。ということと、あとインターネット系の下のほうにも記載をしております、点線の箱で書いております「仮想化（画面の閲覧）」これについても、本来であればネットワークごとにパソコンを1種類ずつ用意をしなければならないんですけれども、この仮想化という技術を使いまして、1台のパソコンで2つのネットワークの情報を見ることができるそういう環境を構築してまいりたいと思っております。

なお、このページの右上の「大阪府セキュリティクラウド」と書いてありますけれども、この大阪府セキュリティクラウドについては、より高い水準のセキュリティ対策を講じるということで、1市町村では非常に高額な対策費用となります。あるいは、専門的な人材のほうも確保が非常に難しくなるために、都道府県単位でサーバー、セキュリティ機器、専門人材のほうを府内市町村で共同で利用、調達するために導入をするものでございす。これは、大阪府が主体で導入をするものです。そして平成29年4月の開始に向けて構築を、この大阪府セキュリティクラウドはしていくというふうに聞いております。市町村は運用経費の一部を負担していくという予定になっていす。

すみません。また1ページのほうに戻っていただきたいと思ひます。

(2) 真ん中より少し下、概算費用のところでございす。①初期費用につきましては、現在の考えている対策をとりますと、初期費用として5,815万7,000円、②保守費用といたしまして、年額1,249万円というふうに想定をしております。非常に高額な費用になってございすが、今後、契約締結までの間で、ほかの自治体の状況を随時把握をしてまいりますとともに、町にとって必要なセキュリティ対策、方法を入念に精査してまいりまして、導入経費については導入業者との協議も含め、費用低減に最大限努めてまいりたいと考えております。

3番の財源についてでございす。

活用する補助金につきましては、平成27年度地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金という名称でございまして、公費予定額は補助基準額の2分の1に当たります850万円を予定しております。また、補助裏③ですけれども、につきましては、地方交付税措置のある地方債810万円のほうを予定してございす。

最後に、今後の予定でございす。

本日の全協説明の後、3月24日の本会議最終日において、3月補正予算を追加議案として提案をさせていただきたいと考えております。この補正予算は、次年度、28年度に繰り越しをいたしまして、7月ごろをめどにシステム会社と契約締結をし、28年度中の完了に向けて対策を進めたいと考えております。

以上で、新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化についての説明とさせていただきます。議長（重光俊則君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。佐古議員。

10番（佐古員規君）セキュリティ対策、これは必ずやらないといけない、これ企業でも自治体でも、もちろん個人情報保護の観点からもぜひ必要な項目なんですけれども、ちょっと費用のほうの分についてお聞かせください。

概算費用、初期費用これだけかかりますよということで、これは町が全部負担していくことになるんですけど、もう一回ちょっと教えてください。

議長（重光俊則君）三原広報公聴課長。

広報公聴課長（三原 順君）初期費用と保守費用の2種類のうち、初期費用につきましては、国庫補助がつきまして、それが3番の財源のところを書いてあるとおりでございます。保守費用につきましては、特に補助金等の予定はございませんので、1,249万円というのは町の持ち出しでの負担になるかと思っております。

議長（重光俊則君）佐古議員。

10番（佐古員規君）この3ページの今後のセキュリティ対策強化イメージというのは、これは各市町村も同じようなイメージなんですか。同じなのか熊取町だけがこういうふうになっているのか、その辺をお聞かせください。

議長（重光俊則君）三原広報公聴課長。

広報公聴課長（三原 順君）3ページのイメージ図のところで、一番大きな部分につきましては、このページの真ん中あたり左側にありますマイナンバー利用事務系、そしてLGWAN系、そのすぐ右です。そのまた右にインターネット系、これが3つのネットワークになっております。このネットワークを分離・分割するというのが一番重要な対策になります。これは全国の市町村において進められる事業でございまして、既にこの3つのネットワークを分けたところも、市町村もあるにはあるんですけども、恐らく少数派だろうというふうに思いまして、特にLGWAN系とインターネット系については、ひとつネットワークとしては分けているんですけども、実際、職員の目の前にあるパソコンを見ますと、そのパソコンを介してネットワークがつながっている状況になっておりますので、それを徹底的に分離・分割する、これが非常に対策として費用がかかるという部分でございます。

議長（重光俊則君）佐古議員。

10番（佐古員規君）今質問させていただいたその趣旨というのは、まずこれ、各自治体で同じような内容で開発するんであればですけど、これ広域で開発というのを共同でできないかなど。同じような業者でやれば、かなり開発費用というのも抑えられるのではないかなど。各自治体ごとにシステム導入業者と打ち合わせするというよりは、広域でやれば、個々に細かな調整は必要でしょうけれど、そういったものができるのではないかなどという、まずご提案が1点です。

それと、もう1点聞きたいのは、こういうふうに今までLGWANとインターネット系、庁内ネットワークからもインターネットを見れましたよということやったんですけど、これ分離されることで、要は不便さというのはどのようにお考えなのか。余りさほど変わらないと考えているのか、不便になるけれどもこの辺はこういうふうに改善するよというふうに考えているのか、その辺についてお聞かせ願いたいと思います。

議長（重光俊則君）三原広報公聴課長。

広報公聴課長（三原 順君）1点目の広域化につきましては、最終的な姿としては、自治体共同クラウドという姿をイメージしておられるのかと思います。ただ、このセキュリティの対策につきましては、各自治体ごとで組んでおりますネットワークの仕組みがやはり違うということと、導入している業者もまちまちで、近隣でいいますとまちまちになっております。

大阪府内でも熊取町と同じ業者を導入している市町村等とも話をした上でこの対策をしておるんですけども、広域で共同で費用を安くするような方法というのは、今のところ、すみません、ちょっと難しいような感じは私自身持っております。同じ業者のシステムを使っている、仕組みももちろん違いますし、入っているシステムについても、ホストコンピューターという大きなコンピューターを入れているところもあれば、そのオープン系のサーバーだけを入れているようなコンピューターシステムもありますので、なかなか一緒にはしにくいというのが現実のところでございます。

ただ、佐古議員のご提案につきましては、このセキュリティ対策だけではなく、システムについては全般的な費用がかかっているという強い認識を持っておりますので、今後、この広域化、あるいはクラウドも含めて検討のほうは、これまでも検討はしてまいりましたけれども、引き続き強い意識のもとで検討してまいりたいと思っております。

それと、2つ目の不便さが伴うのかどうかという部分ですけれども、実際、L GWAN系とインターネット系のネットワークを分けることによって不便さは生じてまいります。この不便さに関しましては、実は我々としても、まだ検討課題として今後検討していく部分があります。この不便さを解消するためには、ソフトウェアを充実すれば、それは解消できるかと思うんですけれども、何分これだけの費用が現状でもかかっておりまして、不便さをある程度合わせた上でこの対策費用ということで、現在想定をしてございます。職員の業務の能率が著しく低下をしないように配慮しながら、このセキュリティ対策については進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（重光俊則君）佐古議員。

10番（佐古員規君）ありがとうございます。

自治体は、それぞれ独自で進めていっていたわけなんで、どこかの場面でやっぱり自治体クラウドも共有化できるような、そういったものはやっていかないといけないと思っておりますので、ぜひその何かの機会を見て共同でやるように抜本的な改革も必要かもしれませんけれども、そういったものを取り組んでいただきたいと思えます。

それから、今言われた不便さという面についても、これはセキュリティ強化する上ではいたし方ないこともあるかもしれません。ですけれども、それでも仕事が不便で仕方なくなったりとか、そういったこともやはりいろんな我々のほうでも提案していきたいんですけれども、そういったものをちょっと高額になってでもやはり一度は検討していただいて、便利でかつ安全な取り組みをできればいいかなというふうに思っております。

あと1点だけちょっとお聞きしたいことがありまして、その3ページのところの「情報持出不可設定」というのは、これは今までのものと同じようなものになるんですか。それとも何か新たな、そういう持ち出し不可設定というのを加えるんでしょうか。

議長（重光俊則君）三原広報公聴課長。

広報公聴課長（三原 順君）3ページの「情報持出不可設定」については、すみません、2ページの同じような位置に、「外部媒体制御」という言葉で書いておりますけれども、実は、意味合いはほぼ同じというふうにお考えいただいてもいいと思います。USBの差しこみ口にUSBのフラッシュメモリなどを差したとしても、それが例えば認識できないような制御をしてあったりとか、あるいはDVDドライブに関しても制御ができるような、そういうソフトウェアを現在も入れていまして、今後も引き続き入れたいというふうには思っております。

ただ、基幹系のマイナンバー利用事務系に関しては、このソフトウェアが今入れなくてもいい状態、いわゆるそのネットワークが完全に独立した状態ですので、外とつながっていない状態でしたのでソフトウェアを入れる必要なかったんですけれども、今回の対策を踏まえて、この基幹系についても導入をするという方向で考えてございます。

議長（重光俊則君）佐古議員。

10番（佐古員規君）もう最後に要望だけさせていただきます。

今の現在の端末の制御というか、その扱い方ですけれども、今はパスワード管理でされていると思います。会社なんかでしたら、自分の身分証明証をぽんと置いて、それがないと開かないとか、本人でないとパソコンは開かない、そういったものになっているんで、ぜひこのマイナンバーのほうの二要素認証導入というんですか、これは本当いうと、ほかのところも使いたいと思うんですけれども、その辺も予算に応じて検討のほうをお願いしていただけたらと思います。

以上です。

議長（重光俊則君）三原広報公聴課長。

広報公聴課長（三原 順君）ありがとうございます。引き続き、このインターネット系等についても財源あるいはその必要性をバランスを検討いたしまして、今後も検討課題として認識をさせていただきたいと思います。

議長（重光俊則君）ほかに質疑ありませんか。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）先ほどの佐古議員の質問の中にもありました初期費用と補助金との関係なんですけれども、初期費用5,815万7,000円に対して補助率2分の1の補助金交付予定額850万円というのは非常に少ないと感じるんですが、これは初期費用の中で補助対象費用というのが、この金額よりもかなり低いということなんですか。

議長（重光俊則君）三原広報公聴課長。

広報公聴課長（三原 順君）この補助金の基準額の算定なんですけれども、これは人口規模による均等割、それと人数掛ける単価で算定されている金額でございます。例えば全体のうちのこれとこれが補助対象で別のものが補助対象外というふうな、全体としてはあるんですけれども、結果としてこの初期費用というのが町としては5,800万円かかっていますので、その基準額を上回る費用の算定をしたということでございます。

この補助の割合が非常に低いということについては、無視できないところであろうかと思えます。今の状況でいいますと、総務省のほうで、平成28年度の地方財政対策の中で、このセキュリティ対策に要する費用に関しては一定予算といいますか、地方財政計画の歳出の中で位置づけていくような情報のほうは得ておまして、プラスアルファで今後出てくる可能性はあるのかなというふうには思っております。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）今の説明でわかったようなわからないような感じなんですけれども、結局、補助率2分の1ですから、倍にしたら1,700万円。1,700万円がもともとの補助対象額というか、国が基準としているのが1,700万円しかないということなんですね。それに対して実際、町のほうで積算したら初期費用はこれだけかかると、5,800万円かかると。余りにも5,800万円と1,700万円と開きが大き過ぎて、国の補助対象事業というのは、よく実際にかかる費用と補助対象額とが差額があるということはよくあることなんですけれど、これは余りにも開きが大き過ぎて、何か補助率2分の1というのがごまかしではないかと、何かそんな気すらしてくるんですけれども、その辺はいかがなんでしょうか。

議長（重光俊則君）三原広報公聴課長。

広報公聴課長（三原 順君）この補助基準の算定の中身については、我々も知らされていない部分でありまして、特にこれだけではなくマイナンバーのシステム改修経費についても、補助率は非常に低いという状況がございました。これほど1年か2年ほど前でしょうか、大阪の市長会、町村長会のほうから実際に要望を上げさせていただいて、都道府県のほうからも要望という形で、システムの補助金のかさ上げの要望活動をしてまいった経過がございます。その結果としては、マイナンバーに関しては、補助金のかさ上げというのは実現できたんですけれども、このセキュリティ対策については、今回これが最近出てきたという部分でございますので、これからの総務省の予算措置の状況も含め、それに対しての市町村からの声を上げるかどうかということも含め、今後は状況のほうは見守っていきいたいというふうには考えております。

議長（重光俊則君）よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）3ページのところなんですけれども、LGWAN系とインターネット系のところで、「特定通信のみ」となっていますけれども、この特定通信というのは具体的に何になりますか。

議長（重光俊則君）三原広報公聴課長。

広報公聴課長（三原 順君）このインターネット系とLGWAN系の間の特定期通信なんですけれども、

どうしてもこのインターネットでしかとれない情報、例えば外部の民間企業からのメールでありますとか、あるいはホームページからダウンロードしたファイルであるとか、そういったものの中で特にLGWAN系のほう、いわゆる町の職員が加工するようなファイルとして、LGWAN系に移すために必要な最小限のデータの移動といいますか、一番わかりやすいのはUSBでそのファイルをインターネットからとって、LGWAN系のほうにフラッシュメモリを差しこんでデータに移すというのが一番原始的な方法なんですけれども、これをネットワークを通じてできるかできないかというところが、これも実はちょっと検討課題でございまして、どのようにすればそのリスクを最小限に抑えて特定通信のもとでデータを移行、データのやりとりができるかというのは、すみません、もう少しちょっと検討のほうが必要というふうに考えておりますが、イメージとしてはそういうふうなイメージでご理解いただきたいと思います。

議長（重光俊則君）よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化についての件を終了いたします。

次に、案件3、平成28年度税制改正（市町村税関係）（案）についての件を説明願います。阪上税務課長。

税務課長（阪上高寛君）それでは、平成28年度税制改正（市町村税関係）（案）につきましてご説明申し上げます。

資料のほうをごらんいただけますでしょうか。

「平成28年度税制改正の大綱」につきましては、平成27年12月24日に閣議決定され、これに基づく地方税法等の一部改正する法律案が平成28年2月9日に国会に提出されております。そのうち市町村税に関する主な概要につきまして順次ご説明させていただきます。

まずは、1点目、個人住民税関係でございます。

①のスイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）の創設でございます。

こちらにつきましては、資料の4ページ横版の資料をごらんいただきたいと思います。

適切な健康管理のもとで、医療用薬品から代替を進める観点から、健康の維持増進及び疾病の予防への取り組みとして一定の取り組み、いわゆる特定健康診査や予防接種等を行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、いわゆるスイッチOTC薬の購入費用を年間1万2,000円を超えて支払った場合は、その購入費用（年間10万円を限度）のうち1万2,000円を超える額、最大で8万8,000円を所得控除の対象とする制度を創設するものでございます。

なお、現行の医療費控除制度は継続されますが、本特例の適用を受ける場合において、医療費控除との重複適用は行うことができないということでございます。

続きまして、2点目の法人住民税関係でございます。

すみません、資料の1ページにお戻りください。

法人住民税の改正の①でございます。法人住民税法人税割の税率の引き下げでございます。

平成26年度の税制改正で消費税8%への引き上げ時に行われた措置と同内容の措置でございます。消費税10%への引き上げ時に、あわせてさらに拡充するものでございます。地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、現行の税率から法人市町村税については3.7%、法人道府県税については2.2%を引き下げ、その税込額を地方交付税の原資化とするものでございます。

なお、地域間の税源の偏在性に是正及び財政力格差の縮小を図るための措置として、地方交付税として各自治体に再分配されるものですので、必ずしも税率の引き下げによる減収額と地方交付税として交付される額が一致するものではないことをご理解いただきたいと思います。

こちらにつきましては、平成29年4月1日以降に開始する事業年度から適用となります。

次に、法人住民税の改正の②でございますが、地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税

の創設でございます。

恐れ入りますが、資料の5ページ、横版の資料をごらんください。

都道府県・市町村が地方版総合戦略に位置づけられた事業であって、地域創生を推進する上で効果が高いものについて地域再生計画を策定し、国の認定を受けた場合に、その事業に対して法人が寄附金を行った場合において税額控除の適用を受けることができる制度を創設するものでございます。

なお、企業の本社が立地する都道府県・市町村の事業に対する寄附は、この制度の対象外となることとございます。

税額控除の内容でございますが、申しわけございません、また資料の1ページにお戻りください。

2の法人住民税関係の②の米印の欄、上から2つ目に記載しておりますが、法人住民税の20%を上限としまして、寄附額の20%の税額控除を行うことが可能となるものでございます。

こちらにつきましては、平成31年度からの適用となります。

続きまして、3点目の軽自動車税関係でございます。

①の環境性能割の創設でございます。

こちらにつきましては、平成29年4月の消費税10%に引き上げるにおいて自動車取得税を廃止し、新たに排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ないものについて、性能に応じて軽自動車の取得価格に対して表のとおり課税を行う制度を創設し、市町村税とするものでございます。

なお、税の賦課徴収につきましては、当面の間、都道府県行うことになり、徴収取り扱い費として、町から徴収額の5%を都道府県に支払う形態での導入となります。

こちらにつきましては、平成29年4月1日取得車両からの適用となります。

次に、資料の2ページをごらんください。

②の軽自動車税グリーン化特例の1年間の延長でございます。

平成27年度税制改正を受け、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新車登録した軽四輪等で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについては、平成28年度分の軽自動車税の税率を一定額軽減する特例措置が行われることになっておりますが、引き続き平成28年4月1日以降、平成29年3月31日までに新車登録した軽四輪等についても現行と同基準にて平成29年度分の軽自動車税の税率を軽減する特例措置を講じるものでございます。

続いて、4点目の固定資産税関係でございます。

①ですが、現行の新築住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期間を2年間延長するものでございます。

こちらにつきましては、平成28年3月31日新築分まで当該特例措置の対象であったものを、平成30年3月31日新築分まで2年間適用期間を延長するものでございます。

次に、②ですが、地域の中小企業による設備投資の支援でございます。

こちらにつきましては、資料の6ページ、横版の資料をごらんください。

地域の中小企業による設備投資の促進を図るため、中小企業の生産性向上に関する法律の制定を前提に、中小企業等が平成31年3月31日までに取得した認定生産性向上計画に記載された一定の機械及び装置について、課税標準額を最初の3年間、価格の2分の1とするものでございます。対象となる中小企業者及び対象資産につきましては、このページの右側の特例対象内容欄に記載しているとおりでございます。

こちらにつきましては、中小企業が生産性向上に関する法律が施行された日から平成31年3月31日までに取得した機械及び装置が対象となります。

続きまして、すみません、資料の2ページにお戻りください。

③の防災及び減災に資する道路の無電柱化の促進に係る固定資産税の課税標準額の特例措置の創設でございます。

一般電気事業者や電気通信事業者などが都道府県地域防災計画に位置づけている緊急輸送道路、

本町でいいますと、国道170号及び阪和自動車道における無電柱化のため道路の地下に埋設するために新設した電線やトランスなどについて、最初の4年間の課税標準を価格の3分の2とするものでございます。

こちらにつきましては、平成28年4月1日から平成31年3月31日までに取得したものが対象となります。

続きまして、④の農地保有に係る課税の強化及び軽減措置でございます。

こちらは、都道府県が指定する農業振興地域内にある農地が対象となっております。アが課税の強化、イが課税の軽減措置といった内容になってございます。

まず、アの農地保有に係る課税の強化につきましては、農業振興地域内の有休農地であり、耕作等を行う意志がなく、また農業委員会による府が指定した農地中間管理機構との農地中間管理権の取得に関する協議の勧告を受けた場合、農地の評価において講じている評価の減額措置を行わないこととするものでございます。

こちらにつきましては、平成29年度課税から実施することになっております。

次に、イの農地保有の軽減措置につきましては、農業振興地域内の農地であり、農地中間管理事業のための賃借権等を新たに設定した場合において、その期間が10年以上である場合は3年間、また15年以上である場合は5年間について、課税標準額を2分の1とする特例措置を講ずるものでございます。

こちらにつきましては、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に賃借権等の設定がされたものが対象となります。

なお、農業委員会所管課に確認したところ、現在のところ、これらの対象になるような農地はないと聞いております。

次に、⑤の既存住宅に対する措置でございます。

従来から、既存住宅における耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修について、固定資産税の減額措置を行ってきたところですが、これらについて一部内容を見直した上で、期間を延長するものでございます。

まず、アの耐震改修に対する減額措置でございますが、既に適用期間が昨年12月31日改修完了分までとなっており、一旦終了しております。こちらについて、平成28年1月1日改修完了分まで遡及適用の上、平成30年3月31日改修完了分まで適用できるように、2年3カ月間適用期間を延長するものでございます。

次に、イのバリアフリー改修に対する減額措置でございますが、対象住宅を平成19年1月1日に所在していた住宅から、新築された日から10年以上経過した住宅とし、また床面積要件、改修後の住宅の床面積が50平米以上を追加した上で、平成28年4月1日から平成30年3月31日改修分まで適用できるように、適用期間を2年間延長するものでございます。

次に、ウの省エネ改修に対する減額措置でございますが、床面積要件、改修後の住宅の床面積が50平米以上を追加の上、平成28年4月1日から平成30年3月31日改修完了分まで適用できるように、適用期間を2年間延長するものでございます。

続いて、資料の3ページをごらんください。

次に、⑥ですが、現行の地方税の軽減の特例措置について、地方公共団体が地域の実情に応じて自主的に判断し、条例で決定できるようにできる仕組みである「わがまち特例」を導入するものでございます。

まず、アの電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備に係る特例措置でございますが、特例率につきましては、太陽光・風力発電設備については、3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下とするものでございます。また、水力・地熱・バイオマス発電設備に係る特例率については、2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下とするものでございます。

次に、イの都市再生特別措置法に基づき、認定誘導事業者が整備した公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置で、特例率について5分の4を参酌して10分の7以上10分の9以下とするものでございます。

次に、ウの津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画に基づき、新たに取得等のをされた津波対策の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置で、特例率について2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下とするものでございます。

なお、今回の措置につきましては、平成28年4月1日以降の取得分から適用されまして、イ及びウにつきましては、現在対象となる固定資産は本町にはございません。

今回の税制改正については、今後法人町民税については、税率の引き下げ等により税収の減が見込まれますとともに、逆に軽自動車税については環境性能割の創設により税収としての増が見込めるといった内容でございます。なお、それ以外の改正につきましては、基本的に既存の制度の適用期間が延長するものとなっております。

なお、現在、国のほうで審議中であり、今後、省令等も順次整備されてくると思われまますので、具体的な運用方法等もこれから示されてきますので、内容について若干変更等が生じる可能性があるかと思いますが、概要といたしましては以上のとおりでございます。

今後の予定といたしましては、4月1日から施行が必要であるものにつきましては、税条例の改正を専決処分とさせていただきます。その改正内容につきましては、直近の議会で報告させていただきたいと思っております。また、その他の条例の改正議案につきましては、その後の議会定例会への上程を予定しているものでございます。

以上、平成28年税制改正（市町村税関係）（案）の説明とさせていただきます。

議長（重光俊則君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありますか。

もうちょっとして時間に来ますけれども、ちょっとここで静かに質問を考えておいていただきますようか。

（「14時46分」から「14時47分」まで休憩）

議長（重光俊則君）それでは、会議を再開します。

案件3について、質疑があれば承ります。質疑はありますか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、平成28年度税制改正（市町村税関係）（案）についての件を終了いたします。

以上で、本日の案件は終了いたしました。

その他、何か報告等があれば承ります。

林総務課長から、広告付き庁舎案内板等設置事業についての説明があります。林総務課長。

総務課長（林 利秀君）それでは、私から広告付き庁舎案内板等設置事業について説明させていただきます。

お手元の資料をごらんください。

広告付き庁舎案内板等設置事業につきましては、1の趣旨としまして、民間事業者等との協働により町の新たな財源として確保し、住民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的に、行政財産を活用し有料で広告事業を行うこととし、公募するものでございます。

業務内容につきましては、熊取町役場広告付き庁舎案内板等設置業務とし、具体的には3の設置場所の写真にあるとおり、一つは左の写真になります。役場本館1階風除室に、ごらんのような熊取町の地図板を事業者により作成、設置します。もう一つは、右の写真、JR熊取駅東西自由通路壁面に設置します。写真の中では、熊取町全域の案内としてございますが、左の写真は八尾市のもの

の、右の写真は地図以外はなんば駅のを掲載してございます。

なお、この広告事業は案内板を作成設置する事業者が、複数の広告主を募集し、広告主となった者の広告を掲載することと、所在地を地図上に表記することで広告料をいただく仕組みとなっております。町への広告収入額につきましては、既の実施しています他市の平均額では年額60万円程度となっておりますが、本町では規模も小さくなりますので、60万円よりは若干低くなると考えています。

裏面をごらんください。4の設置期間につきましては、毎年度更新とし、最長で5年とし、その後、新たに公募することとしてございます。

次に、5の応募者の資格と決定でございますが、大阪府内に本店、支店、営業所を有する法人とし、応募書類に基づき審査し、公募価格も含めた企画内容の優秀なものを選定し、設置業者といたします。

次に、6のスケジュールでございますが、3月中に案内板設置業者を決定し、4月に契約締結後、7月には広告付き庁舎案内板を設置することとしてございます。

最後に、7の近隣市町村の状況、設置状況でございますが、岸和田以南の市については、既に設置済みとなっております。

簡単ですが、以上で広告付き庁舎案内板等設置事業についての説明を終わらせていただきます。
議長（重光俊則君）今の説明、ご質問とかあれば、よろしいですか。

（「なし」の声あり）

では、次の説明ですが、石川健康・いきいき高齢課長から認知症ケアパスについて説明をお願いします。石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）それでは、認知症ケアパスについて説明させていただきます。

資料でございますが、A4、1枚物の認知症ケアパスについてと、ホッチキスどめの冊子「熊取町認知症ケアパス・認知症になっても安心して暮らすために」と、A3二つ折りの熊取町認知症ケアパス瓦版「みんなで知ろう認知症」の3点でございます。

まず、A4、1枚物の認知症ケアパスについてをごらんください。

1、認知症ケアパスについてですが、厚生労働省では認知症の人とともに暮らす社会の実現を目指すために、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の基本政策として、「認知症ケアパス」を掲げております。認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域で暮らし続けることができる社会の実現在を目指し、状況に応じた適切なサービス提供へのケアの流れを変えることを目指した取り組みの一つであることから、ここでいうケアパスはケアの流れを意味しており、認知症ケアパスとは、認知症の人やそのご家族が医療・介護従事者とともに認知症を発症したときから、その進行状況や症状にあわせ、いつでもどのような医療・介護サービスを受けることができるのかをあらかじめ知ることができるものです。

認知症ケアパスの作成についてでございますが、本町の認知症ケアパスは、町内の医師、歯科医師、薬剤師、ケアマネジャーなど、多職種の方々により構成されている熊取町医療・介護ネットワーク連絡会「ひまわりネット」の専門部会として、平成27年度に認知症施策研究会を設置し、研究会において認知症サポート医を初め、認知症施策にかかわるの方々のご意見をいただき作成したものでございます。

3、認知症ケアパスの内容についてでございます。

ホッチキスどめの冊子「熊取町認知症ケアパス・認知症になっても安心して暮らすために」をごらんください。

認知症の人とそのご家族が地域の中で暮らしていくためには、地域・医療・介護の分野が連携することが重要であることから、こちらの冊子は医療機関や介護事業所に活用していただくよう作成したものでございます。認知症の人やそのご家族が、ケアマネジャー等と一緒に認知症について理解し、状況に合わせたケアを受けることができるように作成いたしました。

内容について、簡単に説明させていただきます。

まず、1ページから3ページにかけては、認知症の症状などについて記載しております。

4ページ、5ページは、認知症チェックシートです。認知症のチェックシートは、何種類かの方法がありますが、簡単で短時間に認知機能と生活機能の障害を評価することが可能であり、暮らしに密着した項目でチェックできることから、多くの自治体において採用されている21項目から成るチェックシート、タスク21をもとにセルフチェックを行うに当たり、抵抗感が少なくなるような書式といたしました。

6ページ、7ページは、認知症予防について。

8ページ、9ページは、認知症の診断、治療について掲載しています。

10ページ、11ページをごらんください。

認知症の進行状態に合わせてケアの流れを記載しています。認知症ケアパスの一番重要な部分です。横軸に認知症の進行度、縦軸に支援の内容を記載し、その時々に応じた適切なケアの流れを標準的に示しています。このケアに携わることご家族やケアマネジャーなどの他職種の方々が、連携の仕組みを共有し、切れ目のない支援につなげていくためのツールです。

12ページから22ページにかけては、縦軸に記載している支援の内容について、詳細に記載しております。12ページでは、地域包括支援センターなどの連絡先、13ページ、14ページには、町内の医療機関や歯科医療機関、薬局を記載しております。15ページから22ページは、認知症ケアに関するサービスについて、家族支援、介護予防など介護保険サービス、生活支援、見守り、権利擁護、住まいに分けて記載しております。

23ページからは、相談窓口一覧として医療機関、歯科医療機関、薬局、介護保険サービス事業所の一覧を記載しております。

続きまして、A3二つ折りの熊取町認知症ケアパス瓦版「みんなで知ろう認知症」をごらんください。

こちらは、認知症は早期診断、適切な対応が必要なことから、住民の皆様にご活用いただくよう作成したものでございます。認知症は誰もがかかる可能性があることから、認知症について理解し、自己診断のためにご利用いただくことを目的としています。

開いていただきますと、先ほどご説明させていただきました認知症チェックシートとなっております。

裏面をごらんください。裏面には相談先と、本町における認知症になっても安心して暮らせるまちづくりの取り組みを記載しております。住民の方々には、まずこの瓦版をご利用いただき、必要であれば認知症ケアパスをご利用いただくようにつなげていくものでございます。

A4、1枚ものの「認知症ケアパスについて」に戻っていただきまして、4、今後のスケジュールにつきまして、本日の議員全員協議会においてご説明させていただいた後、今年度中にこのケアパスの印刷を終える予定としております。5月号広報くまもとと同時に、熊取町認知症ケアパス瓦版「みんなで知ろう認知症」を全戸配布するとともに、町ホームページにも認知症ケアパス及び認知症チェックシートにつきましても掲載することとしております。

最後に、3月21日月曜日祝日午後1時から、認知症高齢者徘徊模擬訓練を熊取ふれあいセンター周辺にて開催いたしますので、ご案内させていただきます。

以上で、説明とさせていただきます。

議長（重光俊則君）今のご説明で何かご質問とかありますか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

それでほかに何か報告ありますか。

（「なし」の声あり）

なしですね。

ないようですので、以上で議員全員協議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

(「15時00分」閉会)

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長 重光俊則